

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立乗鞍青少年交流の家  
教育事業等に係る参加費及びキャンセル料金徴収に関する規程

令和 7 月 5 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立乗鞍青少年交流の家（以下「交流の家」という。）が主催する教育事業等（以下「事業」という。）の参加費及び参加者予定者がキャンセル扱いとなった場合のキャンセル料金について、以下のとおり規定する。

(参加費の対象)

第 2 条 独立行政法人国立青少年教育振興機構教育事業部及び財務部発出の「令和 5 年度以降における教育事業参加料の考え方について（事務連絡 令和 5 年 3 月 24 日）」に基づき、参加費を算出する。交流の家の事業の参加者に対して集金する参加費は以下のとおりとする。

- (1) 施設使用料
- (2) 食事代
- (3) 活動費・資料代等
- (4) 保険料
- (5) 雑費
- (6) その他所長が必要と認めた経費

(キャンセル料金の対象)

第 3 条 前条に定めた参加費の内、キャンセル期限を過ぎてキャンセル扱いとなった者（以下「キャンセル者」）に対して徴収するキャンセル料金は以下のとおりとする。

- (1) 交流の家食堂以外の食事代
- (2) 活動費・資料代等
- (3) 雑費
- (4) その他所長が必要と認めた経費

2 交流の家食堂の食事代等に係るキャンセル料は、交流の家食堂業者が別に定める。

(キャンセル期限)

第 4 条 事業のキャンセル期限は、事業開始日の 5 日前の 12 時とする。

2 特別な事情により前項の期限より前日をキャンセル期限とする場合は、交流の家所長の許可を得るものとする。

(キャンセル期限の通知)

第5条 キャンセル期限の通知は、各事業の開催要項への記載及び各事業参加者への事前案内文書への記載をもって充てる。

(キャンセル料金の徴収)

第6条 キャンセル料金は、第4条に定めるキャンセル期限を過ぎてキャンセルの申し出があった場合、または事業開始日までに連絡がなくキャンセル扱いとなった場合は、第3条に定めるキャンセル料金の徴収対象の100%を徴収するものとする。

(参加費の支払方法)

第7条 参加費の支払い方法は、事業の開始日または別で定める参加費振込み期限までに、現金または銀行振込にて支払をする。

(キャンセル料金の支払方法)

第8条 キャンセル料金の支払方法は、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部(以下「本部」という。)への銀行振込とする。振込口座情報及びキャンセル料の金額は交流の家からメールにて通知する。

(費用負担)

第9条 参加費及びキャンセル料金の振込手数料は参加者またはキャンセル者が負担する。

(事務)

第10条 参加費及びキャンセル料金徴収に関する事務は、交流の家の事業担当者及び管理係、交流の家食堂業者が処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めない事項については、その都度、交流の家所長および各事業等担当者、管理係にて協議するものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。